

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 基本方針

この計画は、風水害の未然防止と被害の軽減を図り、町及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

2 風水害対策の具体的方針

- (1) 住宅、公共施設、設備等の充実により防災力の向上を図る。
- (2) 風水害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (3) 自主防災組織を育成し、地域の防災力を高める。
- (4) 災害発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくりを進める。
- (5) 被災時の速やかな救助活動のための体制づくりを進める。
- (6) 災害に強いライフラインの整備を進める。
- (7) 総合的、計画的に風水害対策を実施する。

第2節 防災知識の普及計画

1 計画の概要

町及び防災関係機関が、災害時応急対策の主体となる職員等に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

3 住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、住民自らの防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通し、住民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発する。

ア 災害への備えについての啓発事項

- a 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- d 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- e 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- f ペットとの同行避難や避難所等での飼養を想定したしつけの実施
- g 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- h 本町の災害史や地域の危険情報の把握

イ 危険区域図の周知

町は、国及び県と連携し、洪水時の被害の危険区域及び指定避難所等、避難路等を示したハザードマップを作成、配布し、住民等に周知する。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- a 特別警報・警報・注意報発表時、避難勧告等発令時にとるべき行動
- b 風水害のおそれのない適切な指定避難所等、避難経路
- c 応急救護の方法
- d 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- e 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- f ライフライン途絶時の対策
- g 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は、広報紙、パンフレット、リーフレット、ホームページ、ポスターの配布等により、防災知識の啓発活動を行う。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 企業（事業所）等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して企業（事業所）等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

風水害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発する。

ア 災害時の備えについての啓発事項

- a 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- c 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- d 本町の災害史や地域の危険情報の把握
- e 地域住民との協力体制の構築

イ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- a 風水害のおそれのない適切な指定避難所等、避難経路
- b 応急救護の方法
- c 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- d 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- e ライフライン途絶時の対策
- f 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は、広報紙、パンフレット、リーフレット、ホームページ、ポスターの配布等により、防災知識の啓発活動を行う。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

校長は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童・生徒等の発達段階に応じ、風水害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童・生徒の成長段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 町教育委員会は、県教育委員会と連携しながら初任者研修、経験者研修等において、風水害の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が風水害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設及び病院・福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等（以下、「危険物等施設」という。）不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制を確立するよう指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について従業員等に周知徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが健常者に比べ困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう従業員等に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の標示を行う。

第3節 自主防災組織の育成計画

1 計画の概要

災害発生時には、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の育成・整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第3節「自主防災組織の育成計画」を準用する。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

風水害等により大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第4節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

※ 本節については、第2編第1章第5節「防災訓練計画」を準用する。

第6節 避難体制整備計画

1 計画の概要

風水害による災害は、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため、避難体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第7節 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第7節「救助・救急体制整備計画」を準用する。

第8節 火災予防計画

1 計画の概要

火災発生の未然防止と被害の軽減を図るため、町や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

※ 本節については、第2編第1章第8節「火災予防計画」を準用する。

第9節 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため町及び医療関係が実施する医療救護体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第9節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第10節「防災用通信施設災害予防計画」を準用する。

第11節 水害予防計画

1 計画の概要

水害の防止と被害の軽減を図るため、治山事業及び治水事業の推進と、洪水ハザードマップ等を活用した水害予防について定める。

2 治山対策

(1) 方針

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性を考慮して、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治山、利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図る。

(2) 対策

町内各河川の上流水源地帯における林野の安全を図り、土砂の流出を抑制して、下流人家・公共施設・農地等の保全に努めるため、山地治山事業、防災林造成・保安林等の整備を図る。

3 治水対策

(1) 方針

市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その量も増大している。このため、中小河川や排水路等が氾濫し、内水による被害を受ける地域が出てきている。これらに対処するためには、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても流水障害物の除去等を行い、その機能維持に努める。

(2) 河川

ア 国、県の管理する河川（一級河川）

国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していく。

イ 町の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況等を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進する。

(3) 水路

市街地内の堰や一般排水路については、公共下水道雨水事業との調整を図りながら整備を推進する。

ア 市街地においては、浸透性舗装等による雨水の地下浸透を推進し、雨水の流出抑制を図るよう努める。

イ 開発中の地域等では、地形等の変化に伴う雨水の流れを把握し、開発に適応した排水施設の整備、改良を行い、雨水流出量を調整する。

4 情報の収集、伝達体制の確立

町は、現在設置してある場所以外に必要な箇所への水位計等の設置を検討し、情報収集体制を確立するとともに、町内における降雨・水量等の状況等、必要な情報を県危機管理課等へ連絡する。

5 水害防止対策等の実施

洪水予報河川や浸水想定区域の指定等に基づき作成した洪水ハザードマップを活用して、事前の情報提供や災害時の情報の共有化等により水害防止対策を推進する。

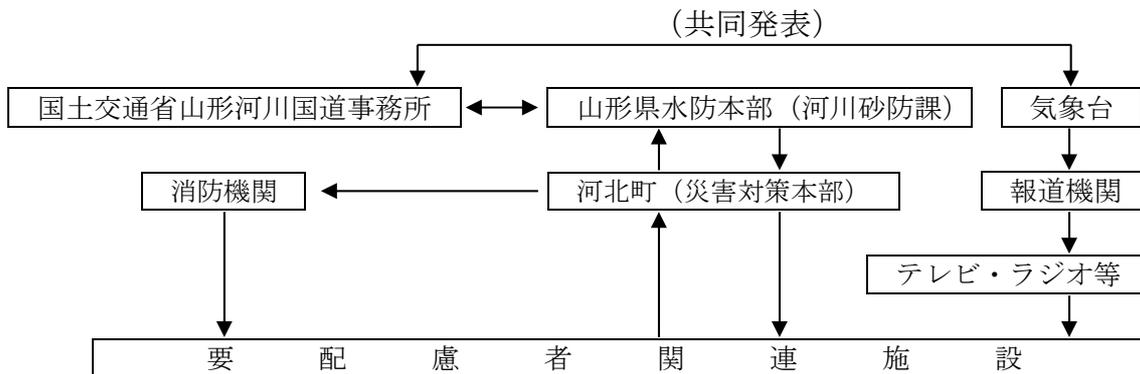
(1) 浸水想定区域における避難確保のための措置

洪水ハザードマップで浸水想定区域及び指定避難所等について住民に対し周知するとともに、洪水予報の伝達方法、避難要領等その他円滑かつ迅速な避難の確保のため必要な事項を定める。

(2) 浸水想定区域の住民及び要配慮者関連施設への洪水予報等の伝達

山形地方気象台、国土交通省山形河川国道事務所、県土整備部河川課等からの水位又は流量等及び県からの避難判断水位情報（特別警戒水位）の連絡に基づき、洪水のおそれがあるときは、速やかに第3編第2章第4節「避難計画」により、浸水想定区域の住民及び要配慮者が主体に利用する施設に警戒・避難を呼びかける。

ア 情報の伝達経路



イ 水防法第 15 条に基づく、浸水想定区域内の迅速な避難確保が必要と認められる名称及び所在地

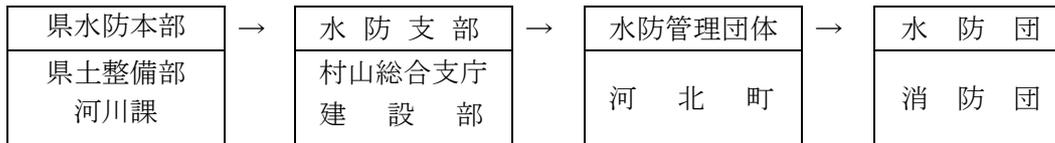
施設名称	所在地	電話/FAX
ケアセンター縁	河北町谷地字東 5 6 6—1	8 5—1 7 2 6 7 2—5 5 0 5
地域密着型特別養護老人ホーム 眺葉の家	河北町谷地字東 6 8 5	7 3—5 0 3 0 7 3—5 0 3 1
特別養護老人ホーム眺葉園	河北町谷地字東 6 8 0	7 3—3 8 9 0 7 3—3 8 9 1
小規模多機能型居宅介護事業所 ロジェおおやま	河北町谷地字東 4 8 6—1	8 5—0 8 5 1 7 2—2 5 4 5
社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設紅寿の里	河北町大字溝延字本丸 8—1	7 3—5 8 5 0 7 3—5 8 6 0
共同生活援助 希望が丘河北第 1 グループホーム	河北町谷地中央三丁目 1 3—1 3	— —
共同生活援助 希望が丘河北第 2 グループホーム	河北町谷地中央三丁目 1 3—1 3	— —
共同生活援助 グループホームこころ	河北町大字溝延字本丸 8—1	7 3—5 8 5 3 7 3—5 8 6 0
認知症対応型共同生活介護 みやま第 2 グループホーム	河北町谷地字真木 3 5—1	— —
認知症対応型共同生活介護 みやま第 3 グループホーム	河北町谷地字月山堂 3 9 0—1	— —
届出保育施設等 チャイルド第二ホーム	河北町谷地字真木 8 1—3	7 2—6 6 8 0 —
届出保育施設等 山形ヤクルト谷地保育所	河北町谷地丁 1 3 9	7 3—4 5 8 5 —
学童保育所 さくらクラブ	河北町谷地荒町東 2—1 9—1 1	7 3—5 1 2 1 7 3—5 1 2 7
(学) 平和学園 ひかり幼稚園	河北町谷地乙 9 8	7 2—2 5 6 0 7 2—3 4 9 2
放課後児童クラブ 溝延さくらクラブ	河北町大字溝延字小堤 4 5—1	7 3—6 1 3 1 7 3—6 1 3 1
河北町立溝延小学校	河北町大字溝延小堤 3 1 2—1	7 1—1 1 0 2 7 1—1 1 0 3

6 水防

(1) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定により、町（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たす責務を有する。

水防管理団体の長である町長（以下、「水防管理者」という。）は、平時から水防組織の整備を図る。

(2) 水防活動の組織



(3) 水防体制の整備

ア 水防活動体制の整備

- a 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討しておく。
- b 平時及び増水（出水）期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

イ 水防団等の育成強化

- a 水防組織の充実
平時から水防団の研修と訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防組織の充実と習得を努める。
- b 水防訓練の実施
自主防災組織が常に有効に機能するように、研修を定期的で開催するとともに、防災訓練の実施に努める。

第12節 土砂災害等予防計画

1 計画の概要

風水害により発生する土石流、地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止又は被害の軽減を図り、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行い、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策について定める。

2 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

風水害時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

3 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、土砂災害警戒区域等に関する情報を県に提供し、土砂災害警戒区域等の指定を要請する。

県は、土砂災害を予防するため、土砂災害警戒区域等を指定し、指定地域における開発等の行為に対し適正に指導する。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	土砂災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域 (山形県該当なし)

(2) 災害防止対策事業の現況

土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を推進する。

ア 砂防事業

国が砂防指定地に指定し、県は、優先順位の高い箇所から砂防工事を実施する。

イ 町は県と協議のうえ、危険地区の地すべり災害を未然に防止するため、緊急度の高い危険箇所から、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を図る。

(3) 防災工事の実施内容

ア 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防ダム、溪流の縦横侵食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設を整備する。

町は、土石流危険溪流等土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次砂防指定地として指定されるよう県に対し要請を行う。また砂防事業を推進するよう県に対し要請する。

イ 急傾斜崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれがあり、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設等を整備する。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要請する。

ウ 地すべり対策事業

県は、地すべり活動が確認できる区域又はそのおそれのきわめて大きい区域について、地すべり災害を防止する地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の施設を整備する。

町は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、地すべり対策事業を推進するよう要請する。

エ 治山事業

本町には、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区がある。

県は、危険地区の災害を未然に防止するため、山地災害危険地区において危険度を把握するために、定期的に点検・調査を実施する。危険度の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を行う。

町は、山地災害危険地区の情報を県に提供し、治山事業を推進するよう要請する。

(4) 要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を推進している。

町は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

町は、要配慮者関連施設に関わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

(5) 砂防施設等の維持管理

町は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、風水害による土砂災害の防止を図るよう要請する。

(6) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査・点検を実施した地すべり、がけ崩れ及び土石流等の危険箇所について、定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、病院及び福祉施設等をその地域に含む危険箇所については重視する。

(7) 危険箇所の周知

町は、県から提供される土砂災害危険箇所等に関する資料を活用し、県と協力して、危険箇所等への標示板の設置や広報活動等により、危険区域に居住する住民に周知し、被害の防止に努める。

町は、土砂災害ハザードマップを活用し、地域住民に対し土砂災害危険箇所について、周知徹底を図る。

土砂災害ハザードマップには、県からの危険箇所の資料・情報と土砂災害（特別）警戒区域を基に作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法・避難施設その他の避難場所・避難路その他避難経路に関する事項を記載する。

(8) 警戒避難体制の確立

町は、次の内容について留意し、警戒避難体制の整備を推進する。

ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用

イ 適切な避難方法の周知

ウ 適切な指定避難所等及び避難経路の選定、周知

エ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成

オ 防災意識の普及

カ 土砂法第8条に基づき、迅速な避難確保をする必要があると認められる名称及び所在地

施設名称	所在地	電話／FAX
河北町立谷地西部小学校	河北町谷地字布田 55	0237-71-1111 0237-71-1110

(9) 情報の収集、伝達体制の確立

県は、土砂災害情報システムの整備等を推進する。

町及び県は、住民及び自主防災組織等と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(10) 土砂災害警戒区域等における防災対策

町及び県並びに関係機関は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを起因として起こる自然災害をいう。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれがある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聞きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居住を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

イ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は、土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設以外の用途でないもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等を勧告する。

ウ 警戒避難体制等

町は、警戒区域ごとに土砂災害ハザードマップで指定避難所等、避難経路等について住民に対し周知するとともに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、その他円滑かつ迅速な警戒避難の確保のために、必要な事項を定める。

エ 土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者関連施設への土砂災害警戒情報の伝達、県土整備部砂防・災害対策課からの土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害の発生が懸念される場合には、速やかに第3編第2章第4節「避難計画」により、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者が主に利用する施設に対して土砂災害警戒情報を伝達する。

(11) 緊急用資機材の確保

町は、県とともに、豪雨等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(12) 砂防ボランティアの育成

町は、県と連携し、豪雨等による土砂災害から住民の生命や財産を守るため、斜面や溪流等、危険箇所 の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進するよう努める。

5 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、県と連携し、豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

《資料編》

- ・河北町土砂災害危険箇所図
- ・河北町山地災害危険地区箇所図

第13節 都市防災化計画

1 計画の概要

都市地域を風水害等による被害から守るために、県及び町等が実施する都市計画事業等の推進について定める。

※ 本節については、第2編第1章第15節「都市防災化計画」を準用する。

第14節 建築物災害予防計画

1 計画の概要

風水害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物の不燃性の強化等を促進するための災害予防対策について定める。

2 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、風水害発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導するとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、スーパーマーケット、宿泊施設等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」により表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善を指導する。

3 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防火活動の拠点となる建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置付けられる公共建築物

- a 災害対策本部が設置される施設（町庁舎等）
- b 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）
- c 応急対策活動に従事する機関の施設（消防機関等）
- d 指定収容施設（学校、体育館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障がい者授産施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の指定避難所等や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

a 建築物の安全性の確保

施設管理者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置講じ、防災機能の強化に努める。

- ① 配管設備類の固定強化
- ② 非常用電源の基本能力の確保
- ③ 飲料水の基本水量の確保
- ④ 消防防災用設備等の充実
- ⑤ 情報・通信システム等の安全性能の向上等

c 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

スーパーマーケット、宿泊施設等、不特定多数の人が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める。

(3) 一般建築物の災害予防対策

町は、県と連携し、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床上浸水を防止する防止板等の設置の指導

エ ブロック塀、板塀等の倒壊防止

町は、県と連携し、災害によるブロック塀、板塀等の倒壊を防止するため、指定避難所等や避難路、通学路沿いのブロック塀、板塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

第15節 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために迅速かつ効率的な交通輸送体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編第1章第18節「輸送体制整備計画」を準用する。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

第1款 水道施設災害予防計画

1 計画の概要

災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるために、町が実施する災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第21節第1款水道施設災害予防計画を準用する。

第2款 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第21節第2款「下水道施設災害予防計画」を準用する。

第3款 その他のライフライン施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信施設、電力、電話、ガス供給等の施設の災害による被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

ア 町は、災害の発生が予想され、又は発生した場合は、電気事業者（東北電力株式会社）、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）及びガス事業者、県、警察機関及び防災関係機関と相互に円滑な情報連絡ができるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

イ 被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整する必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

ウ 被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討する。

第17節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

風水害が発生した場合に必要な食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び調達について定める。

※ 本節については、第2編第1章第22節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第18節 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・町教育委員会及び学校等施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第23節「文教施設における災害予防計画」を準用する。

第19節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を、地域社会等が相互に連携して支援する体制を整備するための災害予防対策について定める。

※ 本節については、第2編第1章第24節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第2章 災害応急計画

第1節 水害対策計画

第1款 水防活動計画

1 計画の概要

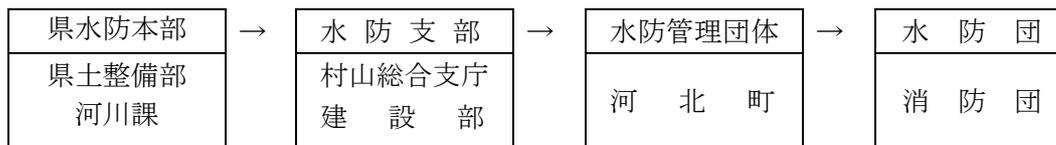
洪水等による水害を防止するための水防活動の整備について定める。

2 水防管理団体の義務

水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、水防管理団体は、その区域における水防を十分に果たすべき責務がある。

水防管理者は、平時から地域水防組織の整備を図る。

3 水防活動の組織



4 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

ア 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討しておく。

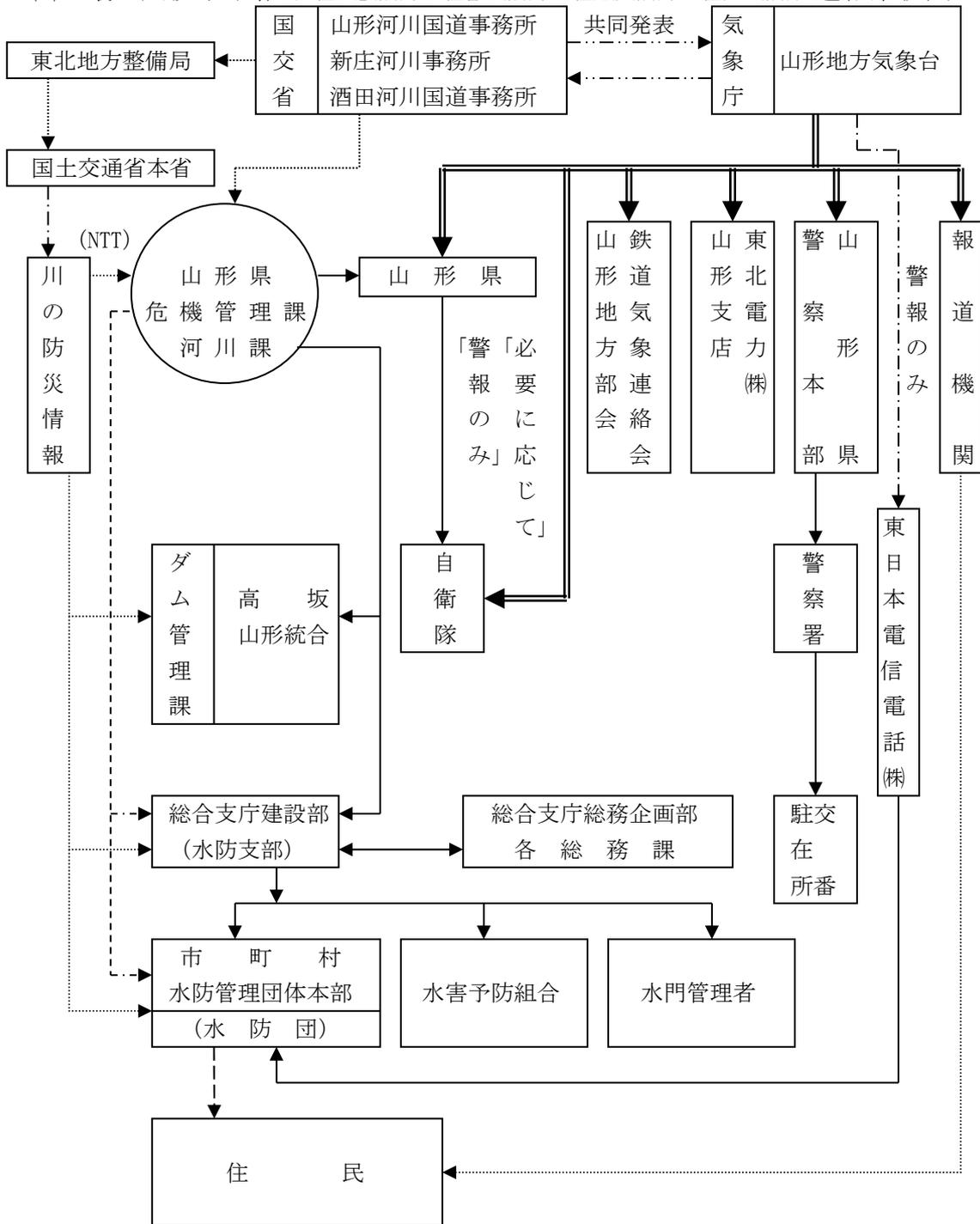
イ 平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

(2) 水防団等の育成強化

ア 平時から水防団等の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防組織の充実と習得に努める。

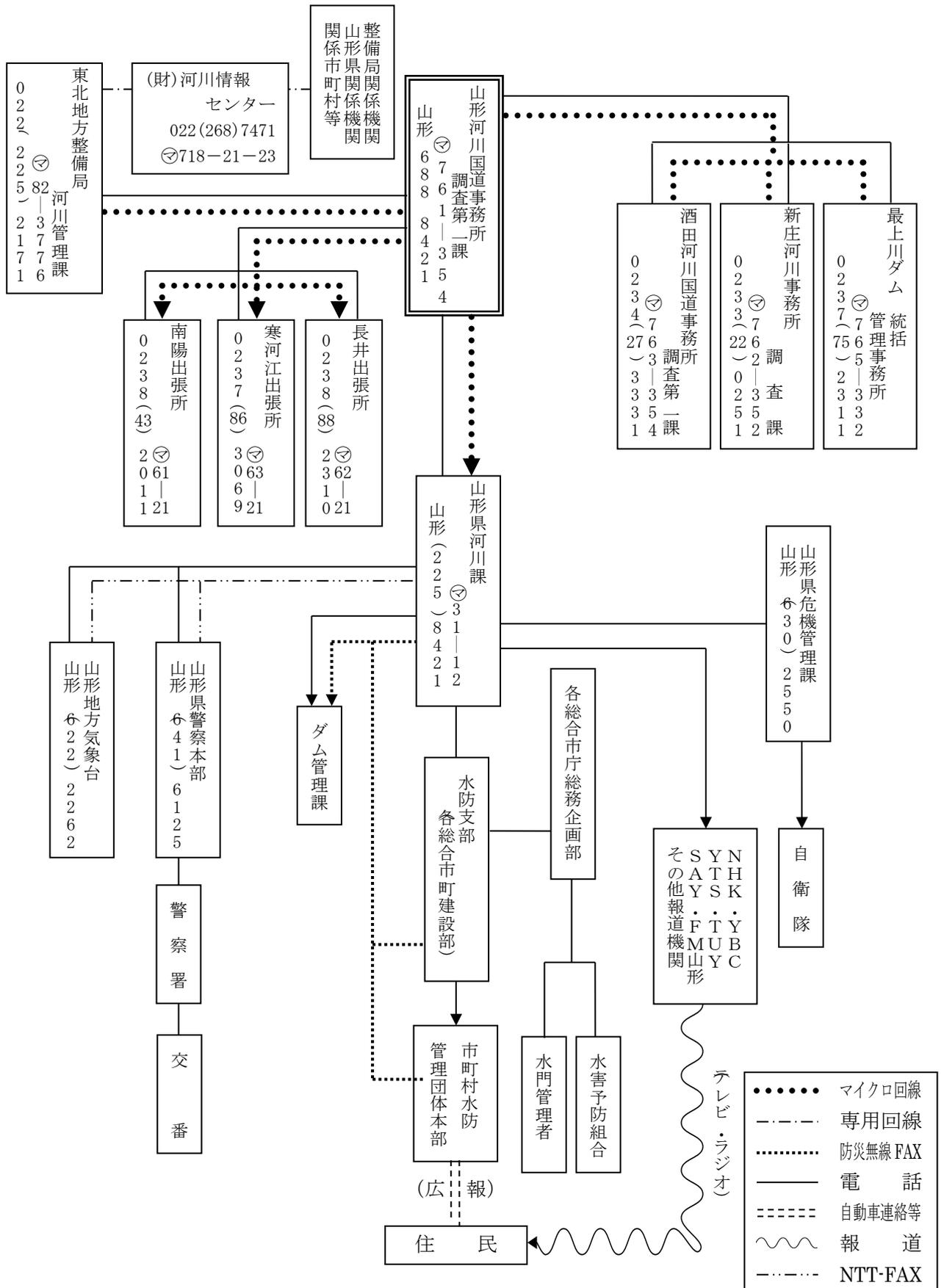
イ 自主防災組織が常に有効に機能するよう、研修を定期的で開催するとともに、防災訓練の実施に努める。

(3) 最上川洪水予報 (氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報) 連絡系統図

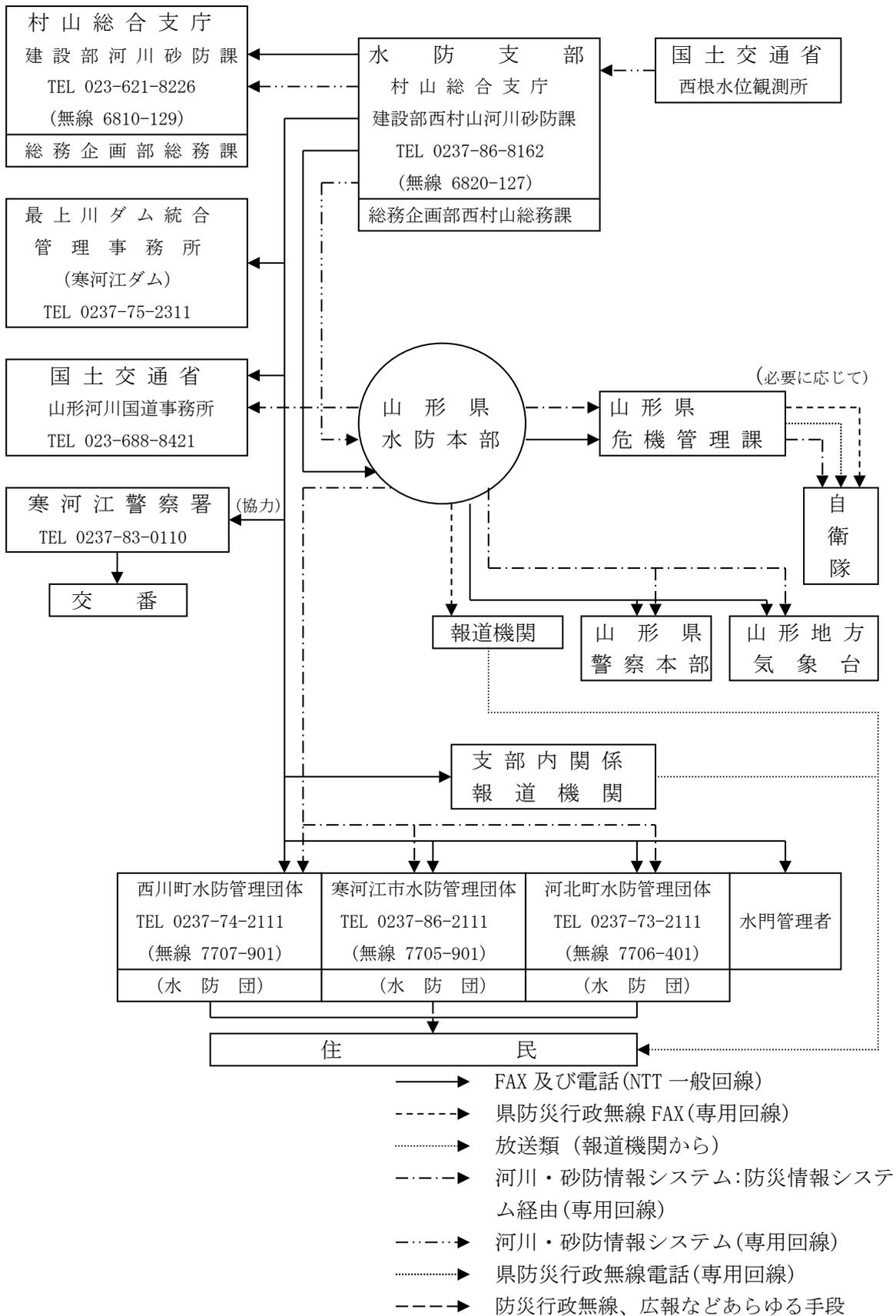


-> 国土交通省マイクロ FAX 及び電話 (専用回線)
- ====> 緊急防災情報ネットワーク (専用回線)
- > FAX 及び電話 (NTT 一般回線)
- > 県防災行政無線 FAX (専用回線)
-> 放送類 (川の防災情報)
- > 専用回線
-> 情報処理システム (専用回線)
- > 防災行政無線、広報などあらゆる手段

(4) 最上川上流水防警報伝達系統図



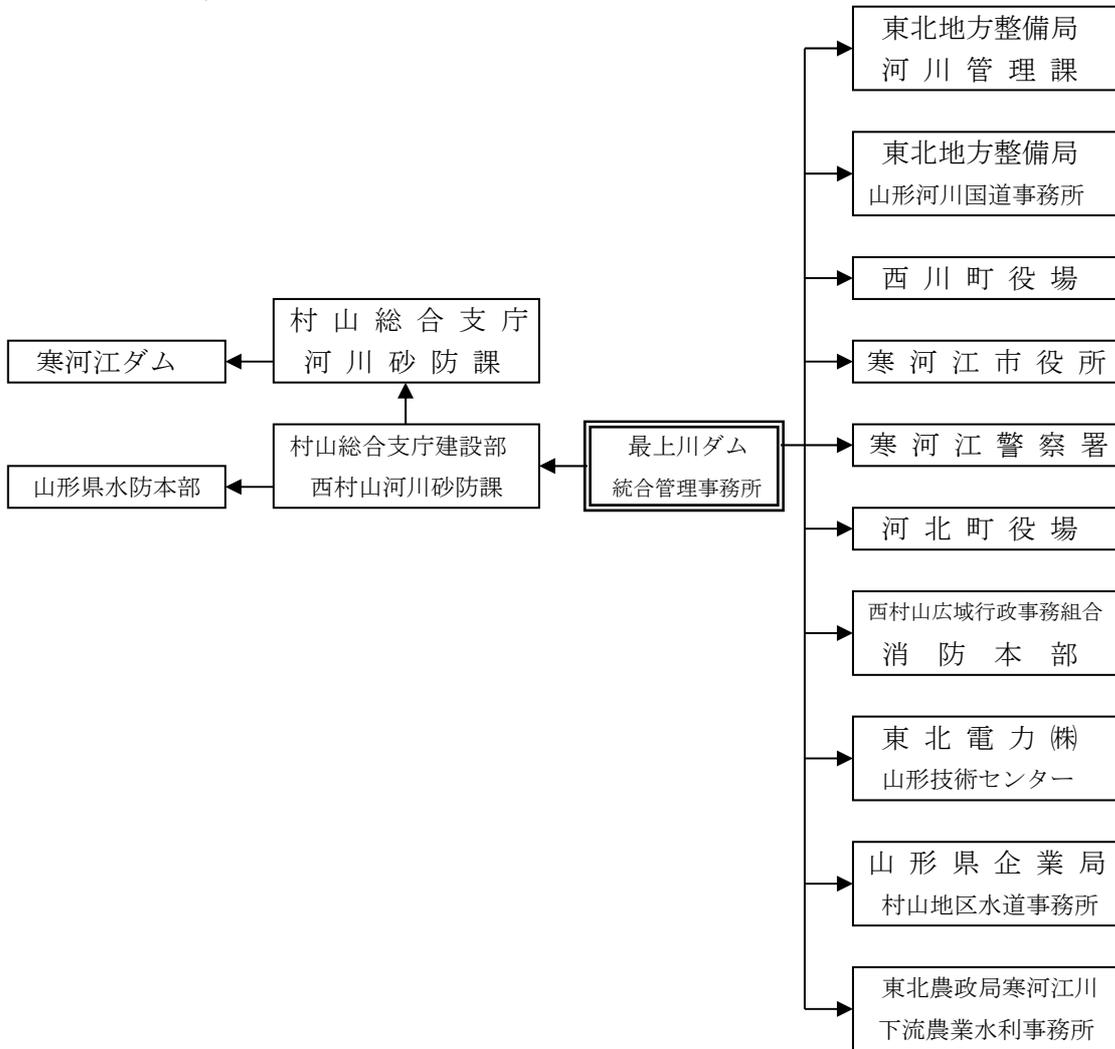
(5) 寒河江川水防警報・氾濫警戒情報等〔避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)到達情報等〕連絡系統図(山形県)

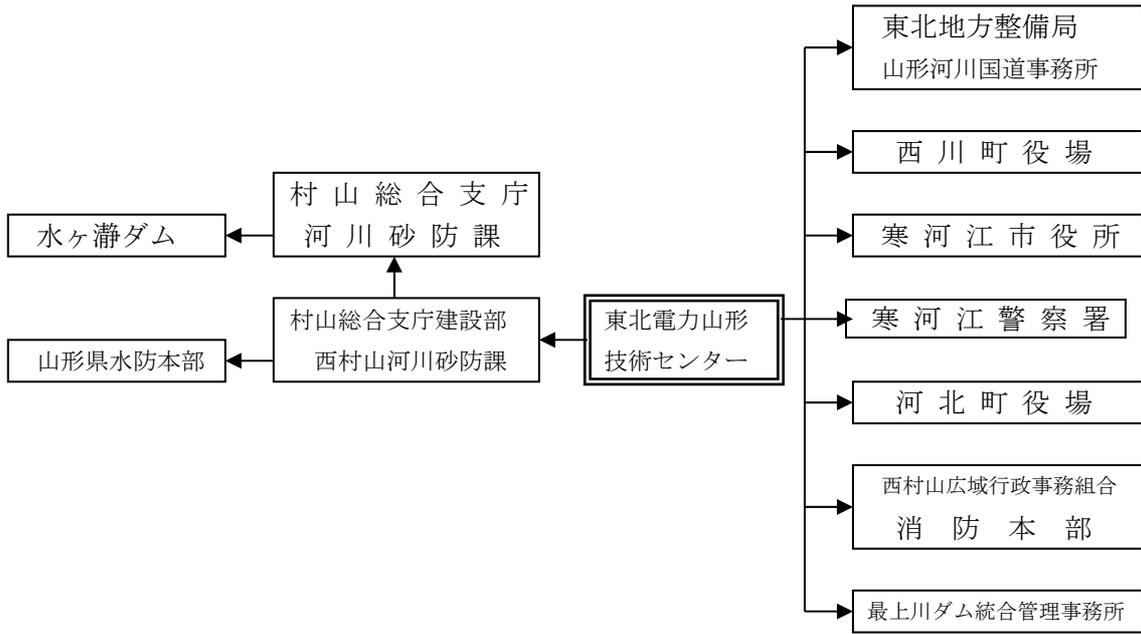


(6) ダム放流による通信連絡系統図

ア 放流による通知の原則

ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化が生じると認められる場合において、必要と認めるところに通知する。





→ 電話又はFAX又は電子メール
 [] 水防管理団体への通知担当機関

5 洪水予報等の発表基準

(1) 洪水予報

国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する河川のうち、河北町の区域は次のとおりである。

ア 予報の河川の区域（下野水位観測所）

水系	河川	実施区域（右岸）	実施区域（左岸）
最上川	最上川 上流	自 天童市藤内新田地区 至 村山市土生田地区	自 中山町川久保地区下流 至 河北町大字吉田地区
	寒河江川		自 河北町大字溝延地区 至 最上川への合流点

イ 洪水予報の基準地点となる下野水位観測所の水位（m）

観測所名	水防団待機水位 （指定水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫警戒水位 （危険水位）
下野 （河北町）	13.30	14.00	16.20	16.70

ウ 注意情報及び警報情報に該当する条件

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	氾濫注意情報	この表の予報基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
洪水警報	氾濫警戒情報	この表の予報基準地点の水位が、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となるおそれがあるとき。
	氾濫危険情報	この表の予報基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。
	氾濫発生情報	予報区間において氾濫を確認したとき。

(2) 水防警報

水防警報の発令は、国土交通大臣又は知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的として発令されるもので、このような水防警報が出される河川のうち、河北町に該当する区域は次のとおりである。

ア 国土交通省の発する水防警報の対象とする河川の区域

関係機関	河川	水位観測所名	区 域
山形河川国道事務所	最上川 上流	下野 (河北町)	自 中山町川久保地区下流から 至 河北町大字吉田地区まで
	寒河江川		自 河北町大字溝延地区から 至 最上川への合流点まで

イ 水防警報発表者と氾濫注意水位(警戒水位)

発表者	水位観測所名	水防団待機水位 (指定水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)
山形河川国道事務所長	下野 (河北町)	13.30	14.00

ウ 警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団を足留するもの。	水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	雨量、水量、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防団の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位(警戒水位)を超え又は超えるおそれがあり、なお、増水のおそれがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。

6 水防組織の配置体制

(1) 水防団の編制

水防活動を行うため、町に水防団をおく。

ア 組織

水防団は、河北町消防団をもって組織する。

イ 編制

水防団長	消防団長
水防副団長	消防副団長
水防団員	消防団員

ウ 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団を出動させ、水防活動に万全を期する。

種 別	配備基準(風水害等)	活 動 内 容
巡 視	水防管理者又は水防団長は、常時、河川、堤防等を巡視する。	水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
準備態勢	気象警報等が発令され、その内容により、水防上事態の推移を見る必要があると判断される時。	速やかに連絡員を配置し、関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて、直ちに招集活動ができる体制にする。
	洪水予報が発せられたとき。	連絡員は水防支部と密接な連携を保ち、合わせて団員の居場所を把握し、出動準備に取りかかること。
警戒態勢	河川の増水が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、又は氾濫注意水位に達することが明らかなき時。	水防区域の監視及び警戒を強化し、出動を準備し団員を待機させる。 また、団員の一部出動を行い、現在工事中の箇所、既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、異常を発見したときは直ちに水防支部に連絡するとともに、水防活動を開始できる体制に入る。
非常態勢	水防警報が発令され(氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水のおそれがあるとき)、かつ出動の必要性が予測される時。 ※水防警報が発令されない河川においては、水防警報に準じる。	あらかじめ定められた計画により、団員を出動させ、水防作業を開始する。 災害発生時はできる限り被害の拡大を防止するように努める。また、直ちに水防支部、警察機関、その他の関係機関に通報する。

エ 報告

水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実績報告及び災害報告等を、水防支部を経由して県水防本部に提出する。(水防法第35条第2項)

7 水防本部の設置

- (1) 水防管理者は、水防体制を整えるため、必要があると認めるときは、町は水防本部を庁舎内に設置し、事務局は、環境防災課に事務局を置く。
- (2) 水防本部は、町防災計画による災害対策本部が設置される以前のものであって、災害対策本部が設置された場合は、次節「防災体制の確立」により対応する。

(3) 水防本部の組織及び事務分掌

本部	係名	係長	係員	事務分掌
災害対策 本部長 町長 災害対策 副本部長 副町長 事務局長 環境防災課長 本部付	情報 連絡係	総務課 総務係長 環境防災課 防災係長	総務課職員 環境防災課 職員	本部員の招集に関する事 各係間の連絡調整に関する こと。 水害情報の通報連絡に関する こと。 水位、警報の伝達連絡に関する こと。 交通安全対策に関する事 水防団の出動指令、伝達に関 すること。 職員の動員に関する事 その他特に命じられた事項
各課長・局長 消防署河北 分署長 消防団長	資材係	都市整備課 管理係長 農林振興課 農村整備係長	都市整備課 職員 農林振興課 職員	水防資材並びに器具の調 達・輸 送に関する事 備蓄資機材の点検に関する こと。 その他特に命じられた事項
	水防係	都市整備課 都市整備係長 環境防災課 防災係長	都市整備課 職員 環境防災課 職員	町内建設業者への協力要請 に関する事 水防工法の指導に関する事 と。 その他特に命じられた事項
	記録係	政策推進課 情報係長	政策推進課 職員	被害の実態調査撮影に関す ること。 その他特に命じられた事項
	救護 防疫係	健康福祉課 健康づくり 係長 環境防災課 生活環境係長	健康福祉課 職員 環境防災課 職員	防疫及び消毒に関する事 救護、医療に関する事 医療機関との連絡調整に関 すること。 その他特に命じられた事項

8 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大るとき又はその前後であるが、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時（水位が最大洪水時の3/4位に減水したときが最も危険。）に生ずる場合が多いため、洪水が最盛期を過ぎても警戒を緩めないようにする。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組織材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資機材

水防管理者は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

9 避難のための立退き

(1) 退去の呼びかけ

水防管理者は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合、町及び警察機関等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

(2) 避難のための立退きの指示

第4節「避難計画」による。

10 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命じる。

(2) 水防解除を命じたときは、直ちに所轄水防支部に連絡する。

(3) 関係住民、関係団体にも、周知する。

第2款 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者又は水防団長は、水防のため必要があるときは、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（水防法第24条）。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察機関に対して警察官の出動を求めることができる（水防法第22条）。

3 自衛隊の出動要請

自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して県の水防本部にその旨を要請する。

4 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はできるだけその求めに応じるとともに、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（水防法第23条）。

5 協定

水防管理団体は、前項に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

第2節 防災体制の確立

1 計画の概要

風水害により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに防災関係機関の活動体制について定める。

※ 本節については、第2編第2章第1節「防災体制の確立」を準用する。

第3節 情報収集伝達関係

1 計画の概要

風水害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に情報収集、伝達及び広報するための計画について定める。

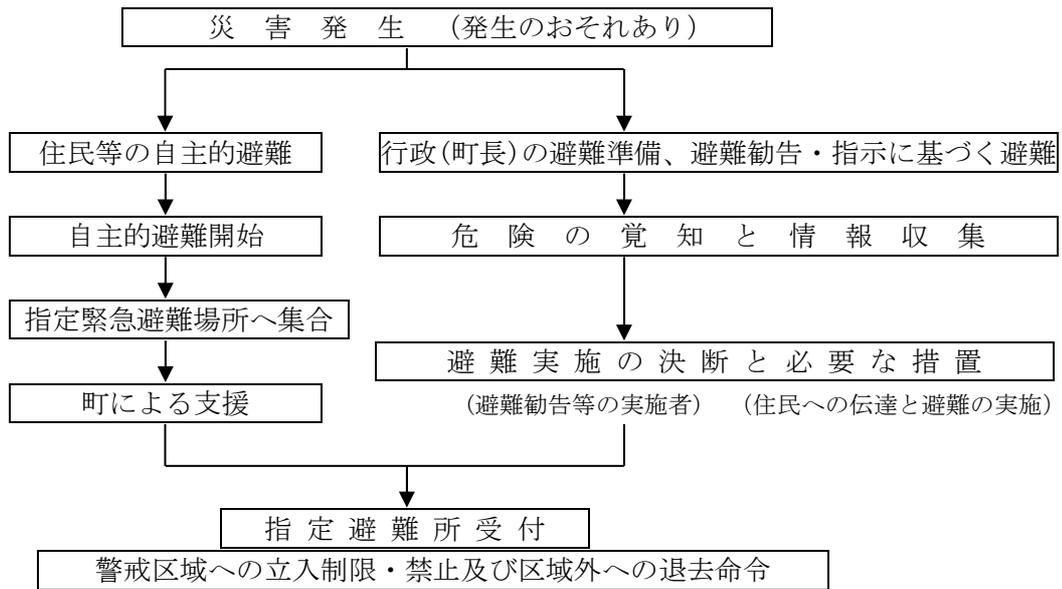
※ 本節においては、第2編第2章第2節「情報収集伝達関係」を準用する。

第4節 避難計画

1 計画の概要

風水害から地域住民の生命・身体等を保護するための住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が発令する避難活動等について定める。

2 避難勧告等応急対策フロー



※ 避難勧告等・・・避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）

3 住民の自主的避難

(1) 自主的避難の開始

住民は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、地区代表を通して町に避難先、避難人数を連絡するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

(2) 町の支援

町は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援及び避難所等予定施設の開放の措置を講じる。

4 行政の勧告又は指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

町及び防災関係機関は、所管区域内のパトロールを強化し、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努め、避難勧告等が適切な時期に行われるように留意する。

(2) 避難実施の決定

ア 避難の「勧告」・「指示」の発令実施者及び「避難準備・高齢者等避難開始」の発令

避難の「勧告」・「指示」は、災対法第60条第1項に基づき、原則として町長が行う。また、必要に応じ「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

町長は、町内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難準備・高齢者等避難開始の発令、立退きの勧告又は指示（緊急）を行い、速やかにその旨を知事に報告する。

また、必要に応じて警察機関及び西村山広域行政事務組合消防長に住民の避難誘導への協力を要請する。その際に、河北町洪水ハザードマップを活用し、避難路等の指示について十分に留意する。

住民に危機が切迫するなど急を要する場合は、町長が避難の勧告等を行うことができないとき、又は、町長から要求があったときは、次のとおり警察官等が避難の指示等を行うことができる。この場合、警察官等は避難の指示を行った旨を速やかに町長に通知する。

a 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・指示の発令

災害種別	実施責任者	根拠法令	実施の措置と基準
災害全般	町長	災対法第60条第1項及び同第5項	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 （※知事は町長がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったときに代行する。） ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。 町長（報告）→知事

《資料編》

- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル

b 避難の指示等

災害種別	実施責任者	根拠法令	実施の措置と基準
災害全般	町長 (※知事)	災対法第 60 条第 1 項及び第 5 項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 (※知事は町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行する。)
	警察官	災対法第 61 条第 1 項及び第 2 項 警察官職務執行法第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> ・町長が避難の立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。 ・重大な被害の発生が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置を講じる。 <p>警察官（通知）→町長（報告）→知事</p>
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場に限り「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置を講じる。 <p>自衛官（報告）→防衛大臣指定者</p>
洪水	水防管理者	水防法第 29 条	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退きを指示することができる。 ・水防管理者が指示する場合には、警察機関にその旨を通知しなければならない。
	知事又はその命を受けた職員		
地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条	<ul style="list-style-type: none"> ・知事又はその命を受けた職員が、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。

イ 避難勧告及び指示の発令基準

発令種類	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難準備開始の目安（赤色のメッシュ）」が出現した場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難準備開始の目安（薄紫色のメッシュ）」が出現した場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示 （緊急）	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難準備開始の目安（紫色のメッシュ）」が出現した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害が発生した場合 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

土砂災害危険度情報

危険度レベル		判定ルール	備考
レベル4 （紫色）	土砂災害の恐れ	実況で土砂災害警戒情報の基準を超過	土砂災害警戒情報の目安
レベル3 （薄紫色）	避難開始の目安	1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準を超過	
レベル2 （赤色）	避難準備開始の目安	実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過	大雨警報の目安
レベル1 （黄色）	今後の雨量に注意	実況又は1～2時間先予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過	大雨注意報の目安

《資料編》

- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル

ウ 水害、土砂災害に対する避難勧告等の判断基準

a 水害

- ① 警戒すべき箇所、予想される災害、それによる避難すべき避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の点に留意する。
 - ・ 重要な情報については、情報を発表した気象関係機関と町の間で相互に情報を交換する。
 - ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のための不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難勧告等の発令区域を適切に判断する。
 - ・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考としたハザードマップ等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることに留意する。

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」(家屋のある地区のみを対象区域に表示)

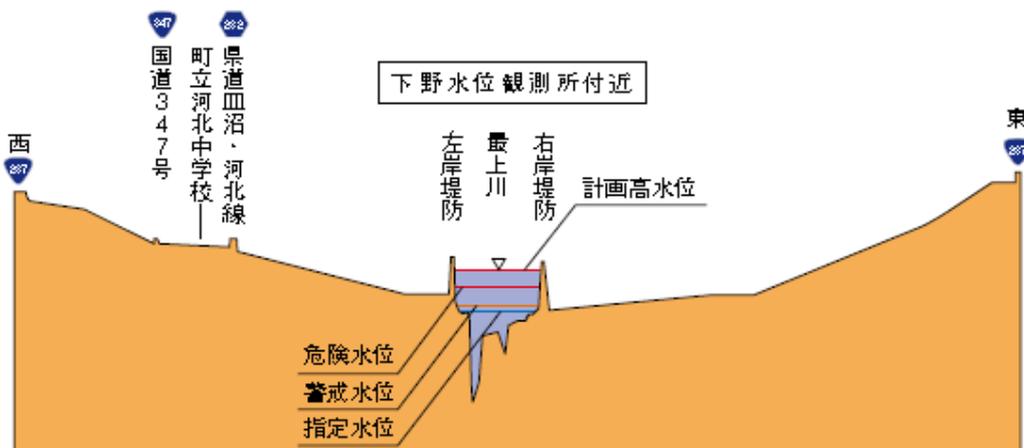
浸水深	対象区域	災害の様相	対象とする災害
想定浸水深 0.5m未満	6 北 口 区 宇 前 南 前 前 北 新 新 西 土 土 東 慶 慶 町 小 小 路	床 下 浸 水	最上川の河北町側 破堤・氾濫
想定浸水深 0.5m～3.0m未満	2 区 4 区 7 区 8 区 9 区 1 1 区 北 口 北 長 表 西 長 表 東 道 表 海 東 町 町 荒 町 北 荒 町 中 荒 町 南 高 南 高 中 高 北 旭 町 東 団 地 幸 町 県 営 住 宅 サンコーポラス河北 荒 町 西 ひな市通り東 改 目 吉 田 上	床 上 浸 水 ～ 2 階 軒 下 浸 水	

浸水深	対象区域	災害の様相	対象とする災害
想定浸水深 3.0m～5.0m未満	1 2 区 1 3 区 1 4 区 1 5 区 1 6 区 杉の下の かすみ町 谷地工業団地	2階床上浸水～ 2階水没	
想定浸水深 5.0m～10.0m未満	押 切	2階建て家屋水没	
想定浸水深 5.0m～10.0m未満	山 小 王 荒 舞 屋 吉 吉 台 野	2階建て家屋水没	最上川の東根市側 破堤・氾濫

※ 対象区域は、平成 29 年 1 月 20 日に国土交通省から公表された最上河水系洪水想定区域図による。

※対象地区の想定浸水深は、河北町洪水ハザードマップを参照

最上川 (下野水位観測所)	
水防団待機水位 (指定水位)	13.30m
氾濫注意水位 (警戒水位)	14.00m
避難判断水位 (特別警戒水位)	16.20m
氾濫危険水位 (危険水位)	16.70m
計画高水位	16.99m



② 避難勧告等の発令基準

避難勧告の発令の判断基準は次表のとおりであるが、この運用にあたっては次の点に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象関係機関と町の間で相互に情報を交換する。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関と密接に情報を交換しながら、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、山形地方気象台による土砂災害警戒情報や山形県河川砂防情報システム等を活用して広域的な状況把握に努める。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、避難勧告等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。

対象とする災害	堤防決壊（破堤）・氾濫
対象とする河川名	最上川（下野水位観測所）
対象地区	2区、4区、6区、7区、8区、9区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、北口北、北口南、宇北、前西、前東、長表西、長表東、道海、東町、荒町北、荒町中、荒町南、高南、高中、高北、旭町、新町、土慶小路、杉の下、山王、押切、舞台、吉野、東団地、幸町、県営住宅、サンコーポラス河北、かすみ町、荒町西、ひな市通り東、改目、吉田上、荒小屋、谷地工業団地
避難準備 ・高齢者等避難開始	①水位が15.00mに到達し、かつ3時間後に、氾濫危険水位（危険水位）（16.70m）に到達する見込みのとき。
避難勧告	①水位が15.30mに到達し、かつ2時間後に、氾濫危険水位（危険水位）（16.70m）に到達する見込みのとき。 ②河川管理施設の異常（漏水等決壊（破堤）につながるおそれのある被災等）を確認したとき。
避難指示 （緊急）	①河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）確認したとき。 ②決壊（破堤）を確認したとき。 ③氾濫危険水位（危険水位）（16.70m）に到達したとき。

（注）洪水によって上昇速度は異なる。

（注）平成14年7月11日の台風6号で、氾濫注意水位（14.00m）を超えた洪水の最大上昇量を氾濫注意水位にプラスしたものを避難勧告等の発令数値としている（1時間あたり0.2m上昇であったが、0.3mを見込んでいる）。

③ 特に注意を要する区間

寒河江川と最上川の合流点から田井地区までの区間

対象とする災害	最上川の溝延舟戸地区側氾濫
警戒すべき区間	寒河江川と最上川の合流点
川の特 性	最上川の溝延舟戸地区側に堤防がない。

最上川と白水川の合流点（荒小屋地区）

対象とする災害	最上川の荒小屋地区側破堤・氾濫
警戒すべき区間	最上川と白水川の合流点
川の特 性	最上川の増水により、白水川に逆流し、漏溢水となる。

b 土砂災害

① 土砂災害警戒区域

指定区域名	箇所番号	所在地区	自然現象の種類	土砂災害 特別警戒区域
山口沢	15-7	北谷地地区	土石流	
弥勒寺川	J-K5	谷地西部地区	土石流	○
シノ子沢	15-5	西里地区	土石流	○
杉山沢	J-K3	谷地西部地区	土石流	○
滝の沢	15-H01	谷地西部地区	土石流	
高嶋沢	15-1	谷地西部地区	土石流	○
高嶋	J15-H001	谷地西部地区	地すべり	
西の沢	15-2	西里地区	土石流	
大清水	15-6	西里地区	土石流	○
小沢	15-3	西里地区	土石流	○
岩木	1-2204	北谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
山口	2-2206	北谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
山口	J15-H002	北谷地地区	地すべり	
上沢畑北	2-2205	谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
根際1-2	1-2203-2	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際1-1	1-2203-1	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際2	2-2207	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際上	2-2204	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際3	2-2203	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所-4	1-2201-4	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所-3	1-2201-3	西里地区	急傾斜地の崩壊	
両所-2	1-2201-2	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所-1	1-2201-1	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所上	2-2202	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所上2	2-15H0001	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所島	2-2201	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
計	26箇所			20箇所

- ・ 県土砂災害警戒システム危険度到達表及び雨量判定図の情報により、災害発生を事前に予想し、すみやかな避難行動情報発令に活用する。

② 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の点に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象関係機関と町の間で相互に情報を交換する。
- ・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のための不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて避難勧告等の発令区域を適切に判断する。
- ・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害危険箇所図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が生じる可能性もあることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

③ 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は、下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の点に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署と町の間で相互に情報交換を行う。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、山形地方気象台による土砂災害警戒情報や山形県河川砂防情報システム等を活用して広域的な情報把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値で明確にできないものも考慮しつつ、避難勧告等は以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断し発令する。

発令単位	発令の判断基準
避難準備・ 高齢者等避難 開始	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難準備開始の目安（赤色のメッシュ）」が出現した場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
自主避難の 呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象や普段と異なる身の危険を感じたとき。 1時間後に谷地雨量観測所の降雨指標値が「土砂災害発生の基準となる線」に到達見込みのとき。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難準備開始の目安（薄紫色のメッシュ）」が出現した場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、岐路氣的短時間大雨情報が発表された場合 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示 （緊急）	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ『山形土砂災害警戒システム』の『土砂災害危険度情報』で「避難準備開始の目安（紫色のメッシュ）」が出現した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害が発生した場合 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

※ 降雨指標値の情報は、山形県河川砂防情報システムの「土砂災害判定図」による合成実効雨量による。

・土砂災害危険度情報

危険度レベル		判定ルール	備考
レベル4 （紫色）	土砂災害の恐れ	実況で土砂災害警戒情報の基準を超過	土砂災害警戒情報の目安
レベル3 （薄紫色）	避難開始の目安	1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準を超過	
レベル2 （赤色）	避難準備開始の目安	実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過	大雨警報の目安
レベル1 （黄色）	今後の雨量に注意	実況又は1～2時間先予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過	大雨注意報の目安

- (3) 指定緊急避難場所
第2編第1章第6節「避難体制整備計画」で定める指定避難場所に避難する。
- (4) 住民等への伝達
- ア 避難勧告等とその後の留意点
 - a 避難勧告等の発令者
 - b 対象地域
 - c 避難理由
 - d 避難先の名称及び所在地
 - e 避難経路
 - f 火災予防、盗難予防、最小限の食料・衣類の携行及び必要物品の準備
 - g 避難時の注意事項
 - イ 避難の広報
 - a 防災行政無線、サイレン吹鳴装置、警鐘、標識、広報車の巡回、拡声器、口頭及びテレビ、ラジオ等あらゆる広報手段により住民等に対して、迅速に周知・徹底する。
 - b 要配慮者への周知については、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を実施した場合の報告等
- ア 知事等に対する報告
 - a 町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
 - b 警察官が単独で避難勧告等を実施したときは、町長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。
 - イ 関係機関等に対する連絡
避難勧告等は、警察機関と綿密な連絡を取りながら行う。
 - ウ 避難者等の管理者に対する連絡
実施責任者は、避難勧告等を行ったときは、直ちに指定避難所として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に指定避難所等の設置を依頼する。

(6) 避難誘導

ア 誘導體制

- a 町は、職員、消防団員の動員及び警察機関の協力を得て避難所等に誘導員を配置し、住民等を避難誘導する。
- b 町は、被害の規模、道路橋梁の状況、浸水の状況等及び消防機関の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を定め、警察機関に通知する。
- c 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。
- d 警察機関は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保し、迅速かつ安全に避難させる。
- e 町は、必要に応じて、避難への応援を依頼するため、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- f 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への避難又は屋内での安全確保措置をとることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 避難の順序

- a できるだけ各区、町内会又は職場若しくは学校等を単位とした集団避難を行う。
- b 避難の順位は妊産婦、傷病者、高齢者及び幼児を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

ウ 避難の手段

- a 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難する。
- b 町は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

エ 携帯品の制限

避難にあたっての携帯品は地勢・天候・季節等により異なるが、その状況に応じて最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努める。

(7) 避難勧告及び指示の解除

災害による危険が解消されたときは、避難勧告及び指示を解除する。この場合、解除伝達は、避難勧告又は指示と同様の方法により行う。

《資料編》

- ・大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所及び一時避難所一覧

5 学校・病院等における避難

学校、幼稚園、児童福祉施設、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について、職員又は従業員等に周知、徹底を図る。

6 避難収容計画

(1) 指定避難所への受入れと必要な措置

被災者を指定避難所に誘導する場合又は住民が自主的に避難を開始した場合は、担当する班員は次の応急救護活動にあたる。

ア 避難収容者名簿等の作成

指定避難所ごとに避難住民の代表者等と協力して、避難者の人数及びその内訳を把握し、避難収容者名簿及び避難所収容台帳により災害対策本部に報告する。

イ 被災情報の把握

被災者から要救出者の有無、被災状況、被害の規模等を聴取し、災害対策本部に報告する。

ウ 食料・生活必需品等の確保計画

避難収容者名簿に基づき、第2編第2章第14節第2款「食料供給計画」及び第3款「生活必需品等物資供給計画」に基づき調達した食料・生活必需品等を配布する。

(2) 指定避難所開設の周知と報告

住民並びに警察機関及び防災関係機関に設置場所及び設置期間等を速やかに周知するとともに、県に対し報告する。

(3) 避難後の状況の変化に応じた措置

ア 避難者が増え続ける場合

a 地区外からの避難者の流入等により、指定避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕がある他の指定避難所又は新たに開設する指定避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

b 町内の指定避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を本町以外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、他市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

c さらに危険が迫った場合

被害が拡大し、指定避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察機関等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼して、移動手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難所等へ再避難させる。

7 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	根拠	備考
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員 (※知事)	災対法第 63 条第 1 項 (第 73 条第 1 項)	※知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。
	警察官	災対法第 63 条第 2 項	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき。又はこれらの者から要求があったとき。
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	災対法第 63 条第 3 項	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいない場合に限る。
火災	消防職員・消防団員	消防法第 28 条	
	警察官	消防法第 28 条第 2 項	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水害	水防団長・水防団員	水防法第 21 条	
	消防職員・消防団員	水防法第 21 条	
	警察官	水防法第 21 条第 2 項	水防団長若しくは水防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水害以外	消防職員・消防団員	消防法第 36 条	
	警察官	消防法第 36 条	消防職員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

(2) 警戒区域設定の実施方法

ア 警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内から区域外への退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

イ 警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 指定避難所等への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、町長は、必要に応じて指定避難所等を開設し、これらの者を受入れる。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

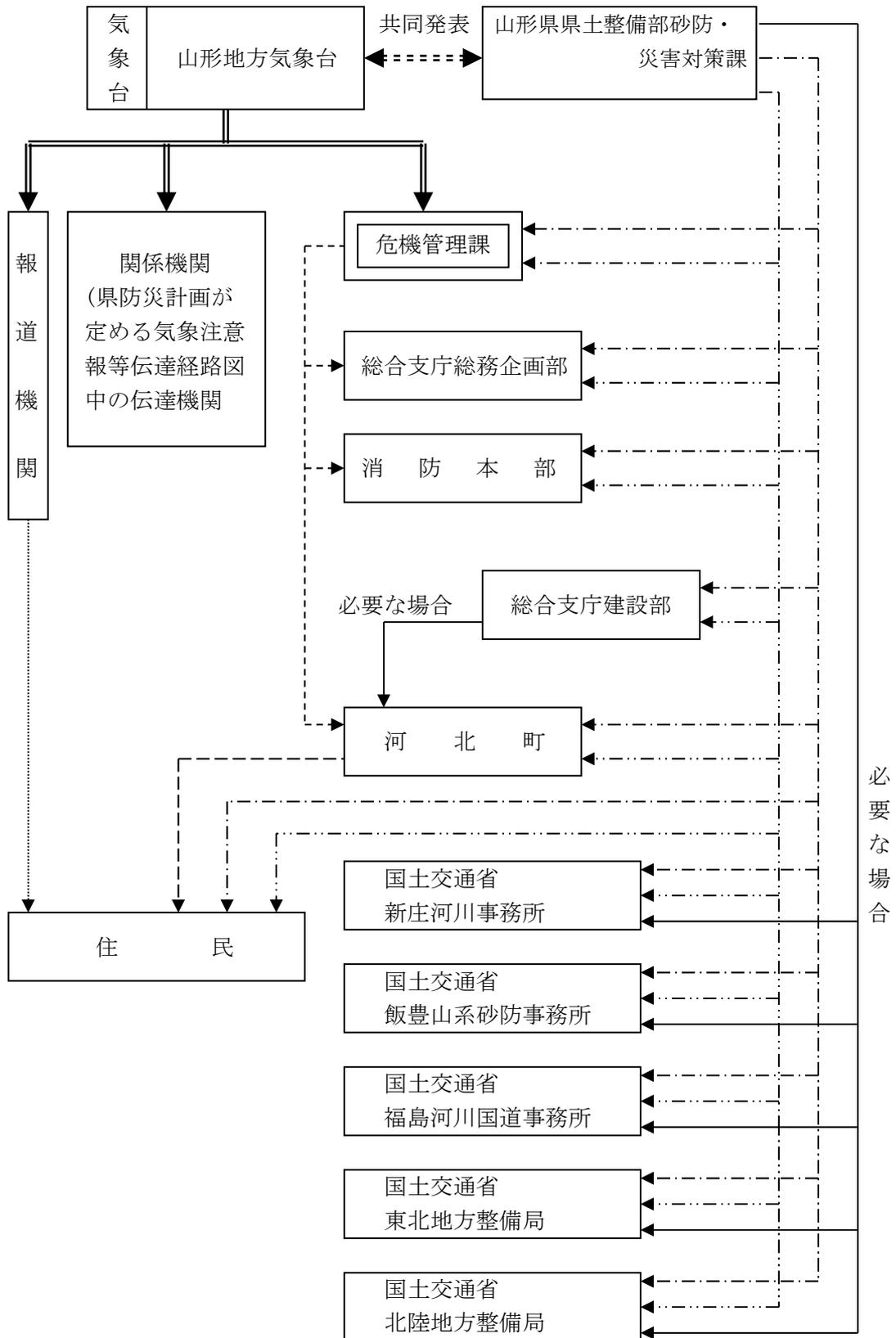
(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段・経路を通じて避難所等に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行・復旧状況等、帰宅手段に関する情報の提供に努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者・出張者に対し多様な言語及び手段・経路を通じて避難所等に関する情報や鉄道等の交通の運行・復旧状況等、移動手段に関する情報の提供に努める。

a 「土砂災害警戒情報（共同発表）」の伝達フロー



※気象庁 HP、土砂災害警戒システム
システム(インターネット経由)で、情報
を同時に一般に提供

- ====> 緊急防災情報ネットワーク(専用回線)
- > 電話又はメール
- > 県防災行政無線 FAX(専用回線)
-> 放送
- - - - -> 防災メール通報(登録者)
- - - - -> 土砂災害警戒システム
- > 防災行政無線、広報などあらゆる手段

第5節 指定避難所運営計画

1 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に、町が開設する指定避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

※ 本節については、第2編第2章第4節「指定避難所運営計画」を準用する。

第6節 救出・救助計画

1 計画の概要

風水害による災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を救出し、救急搬送するための対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第5節「救出・救助計画」を準用する。

第7節 医療救護計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

※ 本節については、第2編第2章第6節「医療救護計画」を準用する。

第8節 行方不明者等の搜索及び遺体の 収容・埋葬計画

1 計画の概要

風水害により行方不明になっている者の搜索及び遺体の処理・収容・埋葬を実施するための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第9節「行方不明者等の搜索及び遺体の収容・埋葬計画」を準用する。

第9節 交通輸送計画

1 計画の概要

風水害発生時の交通の混乱を防止するとともに、交通輸送機関等の事故を防止し、救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する生活物資の供給等を迅速に展開するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第10節「交通輸送計画」を準用する。

第10節 ライフライン施設の応急対策計画

1 計画の概要

風水害によってライフライン施設が被災した場合の応急対策の手順について定める。

※ 本節については、第2編第2章第13節「ライフライン施設の応急対策計画」を準用する。

第11節 応急給水計画

1 計画の概要

風水害により、水道施設の損壊、停電等により飲料水及び生活用水等の供給停止さが予想されるため、被害の状況に応じた被災地域における住民への飲料水等の供給について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節第1款「応急給水計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

1 計画の概要

風水害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生じるおそれがある場合の災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節第2款「食料供給計画」を準用する。

第13節 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

風水害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生じるおそれがある場合において、生活必需品等の物資を住民等に供給するための計画について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節第3款「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第14節 保健・防疫計画

1 計画の概要

風水害発生時には、水道の断水、家屋の倒壊、浸水等の被害により感染症等がまん延するおそれがあるため、これらを防止するための防疫等の保健衛生対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節第4款「保健・防疫計画」を準用する。

第15節 環境衛生計画

1 計画の概要

風水害発生時には、被災地の廃棄物等を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために実施するの廃棄物処理対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節第5款「環境衛生計画」を準用する。

第16節 義援金品受入れ・配分計画

1 計画の概要

風水害に伴い、被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受入れ及び配分するための対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第14節第6款「義援金品受入れ・配分計画」を準用する。

第17節 障害物の除去計画

1 計画の概要

風水害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を与えている場合、これらの障害物を除去するための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第15節「障害物の除去計画」を準用する。

第18節 文教対策

1 計画の概要

風水害発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第16節「文教対策」を準用する。

第19節 要配慮者の応急対策

1 計画の概要

風水害による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第17節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第20節 応急住宅対策

1 計画の概要

風水害により住宅が被災した者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者を援護するための災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第18節「応急住宅対策」を準用する。

第21節 技術者等動員計画

1 計画の概要

風水害発生時の災害応急活動を円滑に実施するため、災害応急活動に必要な技術者等の確保について定める。

※ 本節については、第2編第2章第19節「技術者等動員計画」を準用する。

第22節 災害救助法の適用

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編第2章第21節「災害救助法の適用」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

1 計画の概要

風水害発生後の民生の安定及び社会経済活動の早期回復等並びに被災施設等の復旧を図るための計画について定める。

※ 本章については、第2編第3章「災害復旧・復興計画」を準用する。